

議第150号

令和4年度滋賀県病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 26,249,200	千円 7,300	千円 26,256,500
	2 医業外収益	6,209,196	7,300	6,216,496

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 25,407,600	千円 90,787	千円 25,498,387
	1 医業費用	24,450,368	89,502	24,539,870
	3 附帯事業費用	222,900	1,285	224,185

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 12,460,371	千円 90,787	千円 12,551,158

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造